

## (案)

埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動の  
あり方に関する検討会開催要綱

## (趣旨)

第1条 平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災では、大規模な倉庫で延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、同種の火災の再発を防止するとともに、仮に同種の火災が発生したとしても、消火活動に長時間を要することのないよう、今後取り組むべき防火対策及び消防活動のあり方について検討する。

## (検討会)

第2条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官及び国土交通省住宅局長は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官及び国土交通省住宅局長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に参加させ、意見を聴取することができる。

## (任期)

第3条 座長及び委員の任期は、委嘱の日から平成29年12月31日までとする。

## (事務局)

第4条 検討会に係る事務局は、消防庁予防課及び国土交通省住宅局建築指導課に置く。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行する。